

サンハイツニュース

発行者 幕張サンハイツ管理組合

TEL. 043-272-3864

E-mail sanhaitu@agate.plala.or.jp

第214号（平成18年12月）

ペット飼育細則（案）の策定のお知らせ

平成18年度の事業計画として、現状のサン・ハイツ住環境に合わせた使用細則を検討し、平成19年度総会への上程に向けた活動を行ってきました。

そこで、ペット飼育に関する細則案を策定したことをお知らせします。

■策定の経緯・理由

現在サン・ハイツにはペットを飼育する住民が増加していますが、ペットの飼育方法について管理規約や細則に明確な規定がありませんでした。

秩序・マナーのある飼育と住民同士のトラブル防止や速やかな解決を目的とし、ペット飼育細則を作成することになりました。

ペットは原則禁止です。但し細則施行後は現在飼育中のペットも含め、管理組合の許可を得たペットのみ飼育可能となります。

現在飼育しているペットも申請、承認が必要です。

■質問・ご意見について

12月28日までに書面にて管理事務所まで提出して下さい。

理事会で協議し回答します。

■細則の概要

- ・小鳥及び観賞用魚類を除いた全てのペットについて管理組合への申請、承認が必要です。※細則施行以前より飼育しているペットについても同様です。
- ・1世帯につき1頭羽まで限度とする。
- ・人に危害を与える恐れのある動物、その他管理組合が承認しない動物の飼育は出来ません。
- ・ペットによる汚損、破損、傷害、滅失等が発生した場合には、民法その他の法令の定めるところにより、飼育者がその賠償責任を負わなければなりません。
- ・法令、規約、および細則に違反した場合、管理組合によりその是正勧告や飼育禁止の指示を出します。

以上